

県営かんがい排水事業（基幹水利施設保全型）愛西西地区

県営事業により老朽化した大川幹線排水路（基幹施設）の改修を行います

位置図

〔事業計画〕

延長：4.4km 受益面積：269ha
工期：令和4年度～令和10年度（7年間）
事業費：1,383百万円
負担率：国50.0%、県27.5%、市10.0%、改良区12.5%



パネルの破断

矢板の傾き・ズレ

腹起しの脱落

彦根市南三ツ谷町、田附町、本庄町、下稲葉町、上稲葉町、服部町を受益とする大川幹線排水路は、供用開始後約50年と耐用年数を既に超過し、経年劣化による機能低下や排水不良が生じているため、県営事業にて鋼矢板による護岸工やB型アーム柵工等の改修を行います。

また、負担軽減対策（中心経営体農地集積促進事業）として、中心経営体（担い手）への農地の利用集積と集約化の向上により、12.5%の助成金を受ける予定です。



理事長
黒澤 茂 樹

発刊にあたって

組合員の皆様には、日頃から愛西土地改良区の事業運営に対しまして、ご理解とご支援・ご協力を賜り、心より感謝とお礼を申し上げます。

さて、3年余り私たちの生活に様々な影響を与えてきた新型コロナウイルス感染症も、5月には感染症法上の位置づけが2類から5類へと移行し、季節性インフルエンザと同じ取り扱いになるようです。ようやく先が見え、ウィズコロナでの新しい日常が始まります。この3年間で失ったものを取り戻すことは容易ではありませんが、コロナ禍前より進化した明るい希望の持てる日々を作って行きましょう。

また、昨年2月にロシアのウクライナへの侵攻が始まりました。未だに先行き不透明で長期化するとの予想も出ています。この戦争も様々な場面で大きな影響を与え、特に農業分野では、化学肥料原料の国際価格高騰により肥料代が大幅な値上がりとなりました。また、エネルギー価格も高騰し、電気料金単価が過去最高水準で推移しています。

愛西揚水機場におきましても、令和4年度の使用電力はほぼ昨年度並みにもかかわらず電気料金は約750

万円も増加する結果となりました。県からの緊急支援事業による補助を受けましたが賄いきれず、積立金を取り崩し対応いたしました。このようなことから、暫定減額措置をしておりました愛西揚水維持管理費賦課金単価を今年度やむなく見直させていただくこととなりました。当改良区としましても送水期間の水管理を中心に電力使用量の削減に向けた取組強化や、日々の業務全体の見直しを進め経費削減に努めてまいりますので何卒ご理解賜りますようお願い申し上げます。

次に、当改良区の賦課金の徴収方法につきまして、令和4年度までは当改良区から稲枝管内各町の自治会・改良組合に徴収依頼し、各町で取りまとめいただきご納付いただいております。これを、令和5年度以降は、各町への徴収依頼を廃止し、当改良区から個別に賦課金を徴収させていただきます。農地の移動確認調査とあわせ「賦課金納付方法の確認」を行います。書類をご確認いただき提出期限までにご提出いただきますようお願いいたします。

令和5年度の出発にあたり、先人から受け継いだこの豊かな稲枝地域の農業、農村を、しっかりと次の世代に引き継いでいけるよう、役員・職員が一つとなり最大の努力をしております。引き続き皆様のご理解とご協力を賜りますようお願い申し上げます。

第66回通常総代会開催

令和5年3月22日（水）愛西土地改良区本館会議室におきまして、第66回通常総代会が開催されました。湖東農業農村振興事務所長代理 次長 西村誠様、彦根市長代理 産業部次長 稲野善行様のご臨席をいただき、議長に伊吹一秀氏（第2選挙区・石寺町）が選任され議案の審議に入りました。提案された議案の



総代会の様子

主な内容は次の通りです。

〈令和4年度関係〉

- ・事業計画変更、一般会計第2回補正収支予算、長期借入金の借入金額の変更、監査報告

〈令和5年度関係〉

- ・事業計画、一般会計・特別会計収支予算、長期借入金の借入、一時借入金の借入、役員報酬、賦課金の徴収の時期及び方法、金銭預入先金融機関、地区除外決済金賦課及び徴収方法について以上 書面による議決も含め、全て原案どおり可決されました。



伊吹一秀氏（石寺町）

令和4年度一般会計第2回補正収支予算

一般会計

(単位：千円)

収 入					支 出				
科目(款)	既決額	補正予算額	増・減(△)	主な増減内容	科目(款)	当初予算額	補正予算額	増・減(△)	主な増減内容
土地改良事業収入	115,182	115,069	△113	事業計画変更	土地改良事業費支出	142,200	117,780	△24,420	事業計画変更
附帯事業収入	3,735	3,735	0		附帯事業費支出	500	500	0	
基本財産運用収入	190	190	0		一般管理費支出	40,307	39,399	△908	
特定資産運用収入	1,819	1,819	0		土地改良事業負担金支出	12,500	15,000	2,500	事業計画変更
補助金等収入	61,436	39,290	△22,146	事業計画変更	支払利息	131	131	0	
交付金収入	3,800	3,800	0		固定資産取得支出	1,100	1,100	0	
業務受託料収入	168	168	0		基本財産積立支出	190	190	0	
雑収入	5,230	5,461	231	拠出返還金	特定資産積立支出	33,474	33,474	0	
借入金収入	12,500	15,000	2,500	事業計画変更	雑支出	670	670	0	
基本財産取崩収入	10	10	0		予備費	10,000	10,000	0	
特定資産取崩収入	14,560	11,260	△3,300						
固定資産売却収入	100	100	0						
他会計繰入金	3,185	3,185	0						
繰越金	19,157	19,157	0						
収入合計	241,072	218,244	△22,828		支出合計	241,072	218,244	△22,828	

令和5年度収支予算

一般会計

(単位：千円)

収 入		支 出	
科目(款)	本年度予算額	科目(款)	本年度予算額
土地改良事業収入	111,172	土地改良事業費支出	151,841
附帯事業収入	3,735	附帯事業費支出	500
基本財産運用収入	10	一般管理費支出	38,947
特定資産運用収入	1,064	土地改良事業負担金支出	26,250
補助金等収入	58,606	支払利息	286
交付金収入	2,000	固定資産取得支出	2,300
雑収入	5,300	基本財産積立支出	10
借入金収入	26,250	特定資産積立支出	26,698
基本財産取崩収入	10	雑支出	20
特定資産取崩収入	35,510	繰越金支出	10,000
固定資産売却収入	200	予備費	10,000
他会計繰入金	2,995		
繰越金	20,000		
収入合計	266,852	支出合計	266,852

発電事業特別会計

(単位：千円)

収 入		支 出	
科目(款)	本年度予算額	科目(款)	本年度予算額
発電事業収入	5,600	発電事業費	1,850
特定資産運用収入	4	特定資産積立支出	1,800
雑収入	1,001	他会計繰出額	2,995
特定資産取崩収入	40	繰越金支出	100
繰越金	2,000	予備費	1,900
収入合計	8,645	支出合計	8,645

監 査 結 果 報 告



令和5年2月3日に、令和4年度運営及び下期会計監査を執行したところ、書類は適正に整備され、かつ正確に処理されていたことを報告いたします

令和5年3月22日
総括監事 安 居 勉

令和5年度事業計画

事業名	事業内容
県営経営体育成基盤整備事業(一般型) 南三ツ谷地区	排水路工、用水路工
県営かんがい排水事業(基幹水利施設保全型) 愛西西地区	測量業務、実施設計業務、排水路工
農業水利施設保全合理化事業 愛西地区	愛西揚水機場機能保全計画策定
農業水利施設保全合理化事業 寺井湯地区	寺井湯井堰機能保全計画策定
農業水利施設保全合理化事業 肥田地区	肥田揚水機場機能保全計画策定
農地耕作条件改善事業 愛西2地区	区画拡大工、暗渠排水工
団体営かんがい排水事業(基幹水利施設保全型) 愛西地区	愛西揚水施設整備工
水利施設管理強化事業 愛西地区	管理強化支援
農業経営高度化支援事業(調査・調整) 南三ツ谷地区	推進活動
21世紀土地改良区創造運動事業	推進活動
小規模土地改良事業(施設整備補修)	土地改良施設補修工
ミニ維持管理適正化事業(緊急整備補修)	土地改良施設補修工
市単独土地改良事業(施設整備補修)	土地改良施設補修工
施設損傷復旧事業	土地改良施設補修工
単独土地改良事業(施設整備補修)	土地改良施設補修工

土地改良事業負担軽減

農道舗装や農業用排水施設の整備補修、地元自主施工に対する地元負担を軽減し、農業生産基盤の整備を推進いたします。(下表参照)

《農道舗装》

行政補助金	改良区補助金	地元負担金
0%～50%	18.5%～32.5%	31.5%～67.5%

《土地改良施設整備》

行政補助金	改良区補助金	地元負担金
0%～50%	10.0%～30.0%	40.0%～70.0%



《地元自主施工》 ※まるごと保全向上活動等の補助事業との重複は認められません。

事業の種類	補助対象の内容	改良区補助率
資材購入費	弁類、U字溝、砕石、アスファルト合材等 整備補修の材料費	当該事業費の30%以内 ・年間1組織あたり1回 ・対象事業費5万円以上 ・負担限度額30万円
機械経費	整備補修のための機械レンタル・リース料	
請負工事	土木業者と契約し、一括して工事を行う経費	

愛西管内の様々な農業用施設が老朽化に伴い、今後その機能を十分に発揮できなくなることも考えられます。施設点検も含め、有効に活用していただき適切な維持管理をお願いします。詳しくは、愛西土地改良区事務所までご相談ください。

用排水施設の経年劣化による急な工事に備え、地域毎に負担金の積立てを進めましょう

耕作者間での取水時間分散にご協力ください

令和5年度の愛西揚水機場送水は4月20日から9月29日まで行います。

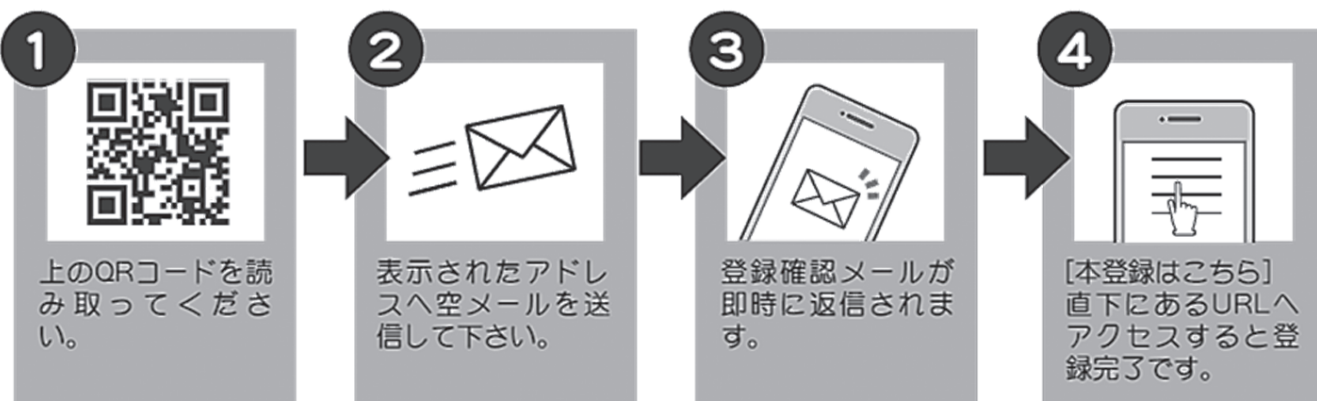
取水が集中する期間・時間帯は、水圧低下による用水不足が発生する恐れがあります。同じ分木工流域への送水量には限りがございます。運転計画表の裏面記載の分木工毎の送水エリアマップで確認して頂き、耕作者間で協力して取水時間の分散を図り、用水不足解消にご協力をお願いします。

令和4年は、例年並みの使用電力量にもかかわらず燃料費の高騰に伴い、前年比で約750万円の増加となりました。本年も、さらなる燃料費高騰が見込まれますので、徹底した水管理が必要です。

さらなる賦課金の増額をしないためにも、耕作者皆様のより一層の水管理強化への取り組みをお願いします。

※送水計画変更は送水情報メールにてお知らせいたしますので、必ず登録をお願いします。

〔送水情報メール登録方法〕



※QRコードが読み取れない場合は、「aisei-yousui@39mail.com」へ空メールを送信してください。
受信されない場合は、別途メール受信の設定を変更する必要があります。

スマートフォンを利用している方は、受信専用アプリもございますので、ご活用ください。

〔39メール受信専用アプリ〕

アプリストアから「無料ダウンロード」



Android



iphone

【アプリ設定方法】

左側のQRコードよりアプリをインストールし、アプリ内で送水情報メール登録方法の手順により登録を行います。

「登録グループ」に「愛西揚水送水情報」が表示されれば、登録完了です。

事務局からのお願い

賦課金納付方法の確認調査について

稲枝管内の町（自治会・改良組合等）をとおして賦課金を納付いただいている方は、令和5年度より愛西土地改良区からの直接徴収へ切り替わります。

該当の組合員・准組合員の皆様には農地の移動確認調査書類（書類A）とあわせて、納付方法の申出書（書類C）を配付しているところです。

内容をご確認いただきお手続きくださいますようお願いいたします。

土地改良区への届出について

次のようなときは、手続きが必要です。土地改良区にお問合せください。

必要書類をご案内いたします。

（ホームページ <http://midorinet-aisei.jp/> から届出の様式をダウンロードできます。）

地元の役員さんにもご連絡をお願いいたします。

★所有者に変更（相続、贈与、売買等）があったとき

★住所・電話番号に変更があったとき

★耕作者が変更になるとき

★土地改良区の施設を使用するとき

- 改良区が管理する施設（道路・用水路敷）を使用するときは、改良区の許可が必要です。

★農地を農地以外（宅地、駐車場等）に変更するとき

- 公共事業用地（道路・公園等）に売る・寄付する場合も手続きが必要です。

★田から畑に変更するとき

決済金の
納付が必要です。



土地改良事業功労者表彰



当改良区職員が下記のとおり土地改良事業功労者表彰をいただきました。

滋賀県土地改良事業団体連合会長賞

愛西土地改良区 総務課 主幹 安居 麻 美

理事長		事務局長		係	合議

愛西土地改良区
受付第 号
年 月 日

組合員資格得喪通知書・准組合員加入申込書・賦課金等分担申出書

令和 年 月 日

愛西土地改良区理事長様

現（准）組合員 住 所 〒 ー

氏 名 印

新（准）組合員 住 所 〒 ー

ふりがな

氏 名 印

生年月日 T・S・H・西暦 年 月 日

電話番号 ー ー

*は該当するものに○をしてください 性 別 * 男 ・ 女 現（准）組合員との続柄（売買以外）

1.（所有者・耕作者）* が変更になりますので、次の（イ）対象となる土地について次頁の（ロ）資格の通り、組合員の通知または准組合員の加入申込をします。

（イ）対象となる土地

町名	字名	地番	地目 用途	登記簿地積㎡ （分耕地積）	耕作者（※①） 登記名義人（所有者）	（貸付地・借入地の場合のみ） 権利設定の方法／権利 *
				（ ）		機構・強化法・農地法3条・JA委託 賃借権・使用貸借・（ ）
				（ ）		機構・強化法・農地法3条・JA委託 賃借権・使用貸借・（ ）
				（ ）		機構・強化法・農地法3条・JA委託 賃借権・使用貸借・（ ）
				（ ）		機構・強化法・農地法3条・JA委託 賃借権・使用貸借・（ ）
				（ ）		機構・強化法・農地法3条・JA委託 賃借権・使用貸借・（ ）

（※①）貸付している土地、借入している土地で権利設定をされていない場合は、所有者の自作地扱いとなります。

変更の原因及びその時期（その他の場合は（ ）に原因を記入してください）

原 因 * 相続 相続人代表者決定 共有名義 売買 贈与 その他
（相続登記済） （相続未登記） 代表者決定 （ ）

時 期 年 月 日

変更後の賦課金交替・分担開始時期

令和 年 4月 1日

次頁もご確認ください（1/2）

(ロ) 資格

- ・(イ)の対象となる土地が全て貸付地である所有者(登記名義人、もしくは相続人代表者、共有名義代表者。以下同様)で、他に組合員資格を有する土地のない者は准組合員。他に組合員資格を有する土地のある者は組合員。
- ・(イ)の対象となる土地の内に自作地を有する所有者、または借入地のある耕作者は組合員。

2. 組合員の通知または准組合員の加入申込をするにあたり、私は、自らまたは第三者を利用して次の行為(準ずる行為を含む)を行わないことについて確約します。

- ・この土地改良区の事業を妨げる行為。
- ・法令、法令に基づいてする行政庁の処分またはこの土地改良区の定款もしくは規約に違反し、その他故意または重大な過失によりこの土地改良区の信用を失わせるような行為。
- ・暴力的な要求行為。
- ・法的な責任を超えた不当な要求行為。

3. (1.の(イ)対象となる土地の内に借入地のある組合員のみ)

私は、私が組合員の資格を有する借入地にかかる賦課金等について、当該土地の准組合員、または当該土地の所有権を有する組合員から、4の記載にある分担方法及び分担開始時期の申出がある場合は、その申出の通り賦課金等を分担することに同意します。

4. (1.の(イ)対象となる土地の内に貸付地のある組合員または准組合員のみ)

私は、私が所有権を有する貸付地にかかる賦課金等について、定款第36条(准組合員による申出)、または定款第39条(組合員間による申出)の規定により、毎年開催の総代会において議決された分担区分を以て、当該土地の所有権以外の権原に基づき使用及び収益をする組合員と分担することを申出します。

分担開始時期は前頁に記載の通りとします。

記入例

切り取り線

組合員資格得喪通知書・准組合員加入申込書・賦課金等分担申出書

愛西土地改良区理事長様

令和 ○ 年 ○ 月 ○ 日

現(准)組合員 住所 〒 521-1147 彦根市薩摩町337番地

氏名 愛西 一郎 ①

新(准)組合員 住所 〒 521-1147 彦根市薩摩町337番地

ふりがな あいせいたろう

氏名 愛西 太郎 ②

生年月日 T(S)・H・西暦 ○○年 ○○月 ○○日

電話番号 0749 - 43 - 2261

*は該当するものを○をしてください 性別 * 男 ○ 女 現(准)組合員との続柄(売買以外) 子

1. (所有者・耕作者)*が変更になりますので、次の(イ)対象となる土地について次頁の(ロ)資格の通り、組合員の通知または准組合員の加入申込をします。

(イ)対象となる土地

町名	字名	地番	地目 用途 (分耕地積)	登記簿地積㎡	耕作者(※①) 登記名義人(所有者)	(貸付地・借入地の場合のみ) 権利設定の方法/権利*
薩摩	津雲	337-1	田	3,000	彦根 肇	機構・強化法・農地法3条・JA委託 賃借権・使用賃借・()
薩摩	津雲	338-1	田	3,000	愛西 太郎	機構・強化法・農地法3条・JA委託 賃借権・使用賃借・()
薩摩	津雲	339の内	田	2,000 (1,000)	土地 次郎 愛西 太郎	機構・強化法・農地法3条・JA委託 賃借権・使用賃借・()
薩摩	津雲	339の内	田	2,000 (1,000)	愛西 太郎	機構・強化法・農地法3条・JA委託 賃借権・使用賃借・()
				(④)	⑤	機構・強化法・農地法3条・JA委託 賃借権・使用賃借・()

(※①)貸付している土地、借入している土地で権利設定をされていない場合は、所有者の自作地扱いとなります。

変更の原因及びその時期(その他の場合は()に原因を記入してください)

原因 * 相続 (相続登記済) 相続人代表者決定 共有名義 (相続未登記) 代表者決定 売買・贈与・その他 ()

時期 ○○年 ○○月 ○○日 ⑦

変更後の賦課金交替・分担開始時期

令和 5 年 4 月 1 日 ⑧

次頁もご確認ください (1/2)

①現(准)組合員が亡くなっている場合、押印は不要です。

②登記名義人または耕作名義人が(准)組合員になります。登記名義人が亡くなり、相続登記をしておられない場合は、相続予定の方がご記入ください。共有名義の場合は代表者の方がご記入ください。

③該当するもの全てに○をしてください。

④()内は、1つの土地を複数人で耕作される場合にそれぞれの分耕地積をご記入ください。

⑤上段は耕作者、下段は変更後の登記名義人(所有者)をご記入ください。

⑥貸付・借入されている場合のみ、権利設定の方法(上段)と権利(下段)に○をしてください。

⑦変更される日(相続の場合はお亡くなりになった日)をご記入ください。

⑧新(准)組合員が賦課金の納付を開始する時期をご記入ください。

お願いとお知らせ

令和 5 年度賦課金の徴収金額（単価）と徴収月について

愛西土地改良区

令和 5 年 3 月 22 日開催の第 66 回通常総代会において、令和 5 年度の賦課金の額及び徴収の時期が次のとおり議決されましたので、期限までに納付していただきますようよろしくお願いいたします。

令和 5 年 4 月 1 日現在土地原簿登載の所有、耕作面積割

徴収時期	賦課金の名称	賦課コード	賦課対象	徴収金額 1,000㎡あたり	賦課金の使途／備考
第 1 期 7 月	経常費賦課金	110	耕作	(基本単価 3,000 円) 暫定減額措置により 2,000 円	事務所の運営費及び人件費に充当 ※基本単価より 1,000㎡あたり 1,000 円減額
	施設管理費賦課金	220	所有	500 円	愛西全域を受益とする事業 (排水路・農道の管理、補修工事)
	愛西揚水更新事業費賦課金	230	所有	1,000 円	愛西揚水施設の大規模修理・更新にかかる事業費
	曽根沼揚排水更新事業費賦課金 ＜ 上石寺地区 ＞	240	所有	1,000 円	曽根沼揚排水施設の維持管理適正化 事業地元負担金
	曽根沼揚排水更新事業費賦課金 ＜ 下石寺地区 ＞	241	所有	500 円	
		下石寺へ一括徴収		500 円	
第 2 期 9 月	愛西揚水維持管理費賦課金	131	耕作	(基本単価 3,500 円) 暫定減額措置により 3,300 円	愛西揚水区域にかかる電気代・人件費等に充当 ※基本単価より 1,000㎡あたり 200 円減額
	曽根沼揚水維持管理費賦課金	140	耕作	4,000 円	曽根沼揚・排水区域にかかる電気代・人件費等に充当
	曽根沼排水維持管理費賦課金	143	耕作	400 円	
	地区別事業償還賦課金	裏面の『地区別事業借入金返済額内訳表』をご覧ください。			地区毎の土地改良事業地元負担金の長期借入金の元利返済

地区別事業借入金返済額内訳表

事業名	賦課コード	徴収金の名称	賦課対象	令和5年度 年賦償還金 1,000㎡当り	返済完了年度
県営経営体育成 基盤整備事業 稲枝東地区	3013	暗 渠 排 水 工	所有	2,200円	令和5年度納付にて返済完了
	3016	用 水 路 工 (区 画 整 理 内)		390円	
	3017	揚 水 機 工		530円	

賦課金の納期内完納にご協力ください。

- ☒ 賦課金徴収のご案内は徴収月に送付いたします。（年一括納付の方は9月に送付いたします。）
- ☒ 口座振替納付の方は、案内に記載の振替日前日までにお口座の残高をご確認ください。
- ☒ 振込納付の方は賦課金通知書、および振込票（払込取扱票）を同封いたしますので、案内に記載のとおりお振込みください。
- ☒ 休耕田・転作田にも地区内の農地である限り賦課金がかかります。

お問い合わせ先



愛西土地改良区

T E L : 0749-43-2261 (代)

F A X : 0749-43-2079

E - MAIL : aisei@midorinet-aisei.jp